

世田谷区 児童相談所設置・運営計画

― 第 1 次更新計画 ―

第 1 部（児童相談所業務編）

（案）

この計画案は現時点での検討状況をまとめたものであり、今後の更新で変更する可能性がある。

平成 30 年 5 月

世田谷区

はじめに
～みんなで子どもを守るまち・せたがやを目指して～

○これまでの経緯

子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、社会情勢とともに目まぐるしく変化しています。こうした変化に対応するため、平成12年の「児童虐待の防止等に関する法律」の制定など国による児童虐待防止の取り組みが進められるとともに、世田谷区においても、地域と力を合わせ、児童虐待の発生予防や、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立などの施策を展開してきました。

一方、東京都においては、都の児童相談所と、特別区の子ども家庭支援センターの両機関が連携した児童相談行政が展開されてきましたが、児童虐待相談対応件数の増加が続く中、都区の二元的な運用体制の下で生じる、情報共有をはじめとした様々な問題が指摘され、その解消が喫緊の課題となっていました。

こうした背景の下、平成18年の都区合意事項からはじまった「都区のあり方検討委員会」において、児童相談所は、区に移管する方向で検討する事務のひとつとされました。以来、特別区は、妊娠から出産、保育、幼児教育、学校教育まで責任を持つ区による一元的な児童相談行政の運営が必要があるとの認識から、その実現に向けて都との協議に臨んできました。その後、特別区長会の要望を受け、平成28年の児童福祉法の改正において、平成29年4月より特別区も政令の指定を受けて児童相談所を設置できることが明記され、ようやく移管が具体化されるに至りました。

○児童相談所の設置・運営計画の更新

平成28年の児童福祉法の改正では、昭和22年の制定時以来の理念規定が見直され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られ、それらを保障される権利を有することなどが明確にされました。特別区の児童相談所の設置は、こうした法の理念の実現に必要な手段の一環として定められたものであり、法の新たな理念の実現に向けた、戦後から続く児童福祉のあり方を大きく前進させる、大きな挑戦であると言えます。

世田谷区は、こうした法改正の趣旨等を踏まえ、早期の児童相談所の移管が子どもの最善の利益のために必要であると判断し、平成28年度において、平成32年4月以降早期の児童相談所の移管を目標とする「児童相談所設置計画」を策定し、準備を進めてきました。そして、平成29年度においては、二元的な体制における課題の解消とともに、子どもを見守り、子育て家庭を応援する仕組みを一層充実させるための方策について、関係機関や学識経験者の皆様にご議論をいただき、その結果、これまで区が培ってきた地域との顔の見える関係を最大限に活かした、児童相談行政の再構築が提言されたところです。

今般において、こうした各方面におけるご議論やご提言と、実務面での検討状況を取りまとめ、平成28年策定の児童相談所設置計画に大幅な修正を加え、「児童相談所設置・運営計画（第一次更新計画）」として整理を行いました。

○今後に向けて

区はこれまで、児童相談所の移管に向け、子ども家庭支援センターと一体となった、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した効果的な児童相談行政の実現を目標として掲げてきました。

「児童相談所設置・運営計画（第一次更新計画）」においては、目標をより具体的に、かつ児童福祉法の新たな理念の体现を目指すものであることを明らかにするため、児童虐待などの深刻な問題を未然に防ぐ「予防型の児童相談行政の構築」により、“みんなで子どもを守るまち・せたがや”の実現を目指すことを、改めて決めました。このように、本計画では、世田谷区の目指す児童相談行政の基本的な方向性を定めるとともに、開設までのスケジュールや課題の検討の進捗などを整理した内容となっています。今後、本計画に基づき、開設に向けた準備を進めていくにあたっては、関係機関や区民のみなさんを交え、さらに詳細な議論が必要となります。

また、児童相談所の移管により、現状の課題の解消を図る一方、特別区が児童相談所を運営するにあたっては、東京都による広域的な調整や支援が欠かせないことから、都区の双方の持つ特性を活かし合う、新たな協力関係の構築が必要であり、それに向け、本年5月より、東京都との協議が開始されたところです。

今後に向け、移管の準備作業が一層加速されることとなりますが、これらの議論や協議を踏まえ、区の子ども施策がよりよいものとなるよう検討を重ね、本計画をさらに更新することにより、その状況をお示ししてまいります。

当区の児童相談所開設に向けた取組みは、今後続く特別区の児童相談所設置や、全国の児童相談行政のあり方に大きな影響を与えるものであるとともに、世田谷区の子どもたちの将来に対する重大な責任を負うものであります。こうしたことを十分に踏まえ、全力で開設に向けて取り組んでまいりますので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

内容

第1章 計画について	12
1 計画の位置づけ	12
2 計画の更新（第一次更新）の趣意	12
3 今後の検討の反映	13
4 本計画の計画期間	14
5 実務提要	14
第2章 基本方針	15
1 基本方針	15
2 実現の方策	15
3 スケジュール（予定）	15
第3章 児童相談所移管後の児童相談行政	16
1 子ども家庭支援センターの位置づけ	16
2 児童相談所の基本的な機能	16
3 子ども家庭支援センターと児童相談所の役割分担	18
（1）それぞれの専門性を活かした役割分担	18
（2）代替養育、パーマネンシー保障に関する業務の役割分担	18
4 子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用	18
（1）区が目指す「一元的な運用」の姿	18
（2）「一元的な運用」の実現のための方策	20
（3）その他	21
5 区が目指す新たな子育て支援体制の整備	21
6 治療指導（心理・医学的支援）の実施	22
（1）現状と背景	22
（2）区で実施する治療指導（心理・医学的支援）	22
（3）その他	23
7 世田谷版ネウボラの実践と連携	25
（1）基本的な考え方	25
（2）母子保健システムとの連携	25
（3）パーマネンシー保障との連携	26
8 地域・関係機関との連携	27
（1）基本的な考え方	27
（2）医療機関との協力・連携	27
（3）保育施設	28

(4) 児童委員	28
(5) 幼稚園・学校	29
(6) 地域における子育て支援の強化	29
第4章 虐待通告への対応	31
1 ケースの取扱い（主担当の移行の考え方）	31
(1) 基本的な考え方	31
(2) ケースの担当の基本ルール	31
2 ケース検討会議	32
3 虐待通告窓口	32
(1) 基本的な考え方	32
(2) 区における通告窓口の体制	33
(3) 警察からの身柄付き通告・書類通告	35
4 夜間休日対応について	35
(1) 基本的な考え方	35
(2) 夜間・休日の定義	35
(3) 夜間・休日の警察からの身柄付き通告への対応	35
(4) その他の夜間・休日の電話による児童虐待通告の受理体制	35
第5章 児童相談所システム	37
1 基本的な考え方	37
2 開発手法	37
3 システムで処理する業務の範囲	37
4 設置場所及び利用機器	37
5 システム使用・閲覧者	37
6 区データとの連携	37
7 子ども家庭相談支援システム等との連携	38
8 セキュリティ対策等	38
9 スケジュール（予定）	38
10 構築・運用の委託	39
(1) 委託業務の範囲	39
(2) 構築委託の内容	39
第6章 児童相談所の整備	40
1 基本的な考え方	40
2 整備場所	40
3 備える機能の要件	40
4 整備計画（基本構想）の概要	41

(1) 施設（総合福祉センター）概況	41
(2) 施設設計の共通配慮事項	42
(3) 工事内容	42
(4) 建物内動線	42
5 施設全体の管理体制	43
6 概算経費	43
(1) 実施設計費	43
(2) 改修工事費	43
(3) 施設維持管理費（概算）	43
7 スケジュール（予定）	43
第7章 一時保護	44
1 基本的な考え方	44
2 保護の方法	44
3 保護人数の想定（必要整備量）	44
4 里親・ファミリーホームへの一時保護委託	46
(1) 目標整備量	46
(2) 確保の方法	46
(3) 一時保護委託に向けた里親家庭の育成（研修計画の策定）	46
(4) 委託の決定にあたっての配慮事項	47
(5) 委託にあたっての支援（支援プランの策定）	47
(6) 年次計画	48
5 一時保護所における保護	48
(1) 一時保護所における保護の定員数	48
(2) 一時保護所の整備等	48
(3) 学習の保障	49
6 整備量を超える一時保護への対応	49
(1) 状況の変化に対応するための予備的な整備の推進	49
(2) 乳児院への一時保護委託	49
(3) 児童養護施設への一時保護委託	50
(4) 他自治体への一時保護所委託	50
7 入所調整	50
8 一時保護における医療体制の確保	51
(1) 確保の手法	51
(2) 緊急の診断のための協力医師の確保	51
9 医療機関への一時保護委託	51

10	配慮を要する子どもへの対応	52
(1)	一時保護所の整備にあたっての配慮	52
(2)	一時保護所の運営にあたっての配慮	52
(3)	障害児の一時保護委託	52
(4)	専門養育家庭への一時保護委託	52
(5)	地域の医療・事業所等との連携	52
第8章	社会的養護	54
1	基本的な考え方	54
(1)	背景	54
(2)	区の方針	54
2	家庭養護	55
(1)	里親認定基準	55
(2)	ファミリーホームの認定基準	57
(3)	里親・ファミリーホームへの委託	58
(4)	里親・ファミリーホームの養育力向上への取組み	59
(5)	リクルート（人材募集）	60
(6)	里親手当	61
(7)	要保護児童対策地域協議会への参加	61
(8)	フォスタリング機関の設置	61
3	施設養護	62
(1)	運営支援	62
(2)	関係機関との連携	63
4	児童の自立支援	63
(1)	自立支援チーム・自立支援プログラムの策定	63
(2)	せたがや若者フェアスタート事業	63
5	特別養子縁組	64
6	障害児の社会的養護の充実に向けた取組み	64
(1)	専門里親の拡充	64
(2)	支援・連携の強化による受け皿の拡充	64
7	その他	65
第9章	自治体間の広域調整	66
1	広域調整にあたっての特別区・東京都との協定について	66
2	一時保護所の特別区間の相互利用にあたっての基本方針	66
(1)	一時保護の原則	66
(2)	相互利用の原則	68

(3) 相互利用の実施方法	69
3 里親に関する特別区の連携にあたっての基本方針	71
(1) 子どもの委託先の確保	71
(2) 区内でマッチングできない場合の里親委託	71
(3) 里親が転居した場合の扱い	71
(4) 養育家庭の会に関すること	72
(5) 里親の拡充に向けた取組み	72
(6) 里親に関する事務	72
4 児童養護施設に関する特別区の連携にあたっての基本方針	72
(1) 既存施設の入所枠の設定	72
(2) 施設への入所措置の方法	73
(3) 措置費の請求・支弁事務	73
(4) 事務費の定員払いの扱い	74
(5) 新規開設施設の扱い	74
(6) その他、入所枠の設定等に関する検討	74
5 乳児院に関する特別区の連携にあたっての基本方針	74
(1) 既存施設の入所枠の設定	74
(2) 入所枠が足りない場合の対応	75
(3) 施設への入所方法	75
(4) 施設の空き状況の把握	75
(5) 措置費の支給事務	75
(6) 新規開設施設の扱い	76
(7) その他、入所枠の設定等に関する検討	76
6 自立援助ホームに関する特別区の連携にあたっての基本方針	76
7 その他の特別区間の連携にあたっての基本方針	76
(1) 特別区間の情報共有について	76
(2) 複数区が関わるケースの対応について	77
(3) 会議体（所長会、実務担当者会等）の設置について	78
(4) 区間の人事交流（派遣、身分切替）の検討	78
(5) 死亡事例や重篤事例、困難事例の検証	78
(6) 関係機関との連携・協力・調整に向けた特別区間の連携	78
(7) その他統一的な対応が必要な事項	79
8 東京都との連携	79
(1) 東京都との広域調整を要する事項と都区協議開始にあたっての特別区の方針	79
(2) その他の連携	81

9 児童養護施設、乳児院の設置についての基本方針	81
第10章 児童相談所・一時保護所職員の確保・育成	83
1 基本的な考え方	83
2 職員配置	83
(1) 現在の配置計画	83
(2) 開設に向けた人材確保・育成の状況	84
(3) 職員配置数の再検討	85
3 児童相談所開設に係る人材育成	86
(1) 庁内を横断した人材育成と配置	86
(2) その他	86
第11章 その他	87
1 子ども・若者部の体制の見直し	87
2 児童相談所への苦情・不服申立てへの対応	87
(1) 基本的な考え方	87
(2) 研修等の実施	87
<参考1> 世田谷区の児童相談体制の現況	89
1 児童相談所・子ども家庭支援センター	89
(1) 東京都世田谷児童相談所	89
(2) 子ども家庭支援センター	89
(3) 現状	90
2 子ども家庭支援センターの位置づけ	91
3 相談・通告窓口	91
(1) 相談・通告先の種類	91
(2) 運用の実態	91
4 夜間・休日の相談対応	92
(1) 子ども家庭支援センター	92
(2) 児童相談所	92
(3) 国	93
5 虐待発生予防・早期発見・対応	93
6 児童相談所の機能	93
7 一時保護所	93
8 社会的養護	94
9 障害児の相談・支援	96
(1) 児童相談所（都道府県）	96
(2) 区・総合福祉センター・げんき 等（区市町村）	96

（３）障害児の虐待予防と対応	98
<参考２> 用語解説	100
<参考３> 課題（検討項目）の整理	106

第1章 計画について

1 計画の位置づけ

本計画は、児童相談所の開設に向けた目標を設定し、児童相談所開設後における児童相談行政の運営にあたっての基本的な指針とする。

2 計画の更新（第一次更新）の趣意

区はこの間において、平成32年4月以降早期の児童相談所開設を目指し、課題の検討を進めてきた。児童相談所の開設に向けた準備作業の指針となる施策方針や政策目標の実現手法などを明らかにするため、平成30年5月の時点において、効果的な児童相談行政の推進検討委員会（以下、「検討委員会」という。）の中間報告や、特別区長会における検討状況等を踏まえ、児童相談所設置計画案の更新を行うものである。

<参考> 検討委員会検討経過

この間において、地域に子ども・子育て・若者支援に関する資源が多く、また、地域行政を推進しているという特性を活かした、世田谷区ならではの効果的な児童相談行政を推進するため、外部の有識者や関係機関等を構成員に含めた「効果的な児童相談行政の推進検討委員会」を設置し、検討を行った。効果的な児童相談行政の推進検討委員会の中間報告は、検討委員会の平成29年度における検討結果をとりまとめたものであり、区に対する施策の方向性や手法についての提言である。

開催日	会議名	主な議題
平成29年 5月10日	第1回 効果的な児童相談行政の推進検討委員会	検討委員会の位置づけ、部会の割り振り、各部会で検討すべき課題
7月12日	第1回 障害児支援体制のあり方検討部会	区民にとって利用しやすい相談窓口・体制
7月24日	第1回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会	児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担、子ども家庭支援センターの位置づけ、通告・相談窓口、夜間・休日の相談
8月8日	第1回 社会的養護のあり方検討部会	社会的養護についての基本的な考え方、里親の拡充・支援、児童福祉施設等の退所児童の支援体制
8月28日	第2回 効果的な児童相談行政の推進検討委員会	各部会の検討状況の報告
9月19日	第2回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会	一時保護所の整備要件、児童相談所の機能

開催日	会議名	主な議題
10月24日	第3回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会	一時保護所の整備要件、児童相談所の機能
11月6日	第2回 社会的養護のあり方検討部会	一時保護所について、社会的養護についての基本的な考え方・体制整備、里親の拡充・支援、児童福祉施設等の退所児童の支援体制
11月14日	第4回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会	一時保護所の整備要件、児童相談所の機能、子ども家庭支援センターの位置づけ
11月24日	第2回 障害児支援体制のあり方検討部会	一時保護所について、区民にとって利用しやすい相談窓口・体制
12月12日	第5回 児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会	通告・相談窓口、部会の中間報告案について
平成30年 1月18日	第3回 効果的な児童相談行政の推進検討委員会	中間報告のとりまとめ

※今後の検討委員会の予定

平成31年3月に向けた児童相談所設置市の政令指定の要請の準備等と並行し、検討委員会においては、引き続き平成30年度の検討課題について検討を進める。

平成30年 6月 第4回検討委員会
 7～ 9月 第5回検討委員会
 平成31年 1月 第6回検討委員会（最終報告）

【平成30年度の主な検討テーマ】

- ・一時保護委託先の確保について
- ・要保護児童対策地域協議会のあり方の再検討
- ・医師会・各医療機関との協力体制構築について
- ・学校・教育委員会との連携・協力・調整について（要保護児童への援助、非行・不登校児童に対する一貫した援助方策等）
- ・里親会の設置について
- ・里親委託後の家庭復帰に向けた支援策
- ・障害児支援に携わる立場や配慮を要する児童・その家族の視点から見た児童相談所との連携や、一時保護所及び社会的養護のあり方など

3 今後の検討の反映

今回の更新（第一次更新）において確定されていない事項については、引続き検討を進め、次のスケジュール（予定）に基づき、第二次以降の更新において順次反映する。

<更新予定>

平成30年 7月 第二次更新
 平成31年 2月 第三次更新、7月 最終更新

4 本計画の計画期間

- ・本計画は、児童相談所の開設までの目標と、児童相談所開設後における児童相談行政の運営にあたっての基本的な指針を定めるものであり、児童相談所の開設までを計画期間とする。
- ・児童相談所開設以降については、各年度における児童相談所の事業運営計画を改めて年度ごとに策定するものとする。

5 実務提要

業務の具体的な内容については、計画に定めるほか、実務提要において詳細を定めるものとし、平成30年度・31年度の2ヵ年において、策定作業を行うものとする。

第2章 基本方針

1 基本方針

平成28年の児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、意見を尊重されること、最善の利益を保障されることが同法の理念として明確化された。

区は、児童相談所の開設に向け、この改正法の理念に則り、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指す。

2 実現の方策

基本方針の実現に向け、区は児童相談所の開設準備とともに、次のとおり児童相談行政の再構築に取り組むものとする。

- ・ 子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政への転換を図る。
- ・ 区は、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うことによって、対処療法ではない、児童虐待予防に重点を置いた施策を展開する。

3 スケジュール（予定）

本計画案に基づき、平成30年度の準備から順次具体化を目指すとともに、組織体制等の検討や、児童相談所設置市（区）の政令指定の要請に向けた準備を進め、平成31年3月頃の政令指定の要請の提出を目指す。

第3章 児童相談所移管後の児童相談行政

1 子ども家庭支援センターの位置づけ

- ・平成16年の児童福祉法改正に伴い、子ども家庭支援センターは、児童相談所とともに、児童虐待通告窓口となっており、また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として地域ネットワークの中核を担うことで、児童虐待に対応する力を着実につけてきた。政令指定都市並みの人口規模を擁する当区において、地域に密着したきめ細かい相談対応を行うためには、今後も児童相談所と子ども家庭支援センターが協働して支援を行う必要がある。
- ・こうしたことを踏まえ、児童相談所開設後も、子ども家庭支援センターは、地域（5総合支所区域）の中核機関として存続し、児童相談所と連携し、児童虐待予防へのさらなる対応を担うものとする。
- ・また、子ども家庭支援センターは、引続き「市町村子ども家庭支援指針」に則り、一般の子育て家庭等の総合相談から子ども虐待事例の在宅支援及び虐待発生予防を主とした支援を担うことを基本とするとともに、保健福祉センターの一員として、センター内の各課や福祉の相談窓口、地域の様々な関係機関と連携し、世帯の包括的な需要に対応する機能の一翼を担うものとする。

2 児童相談所の基本的な機能

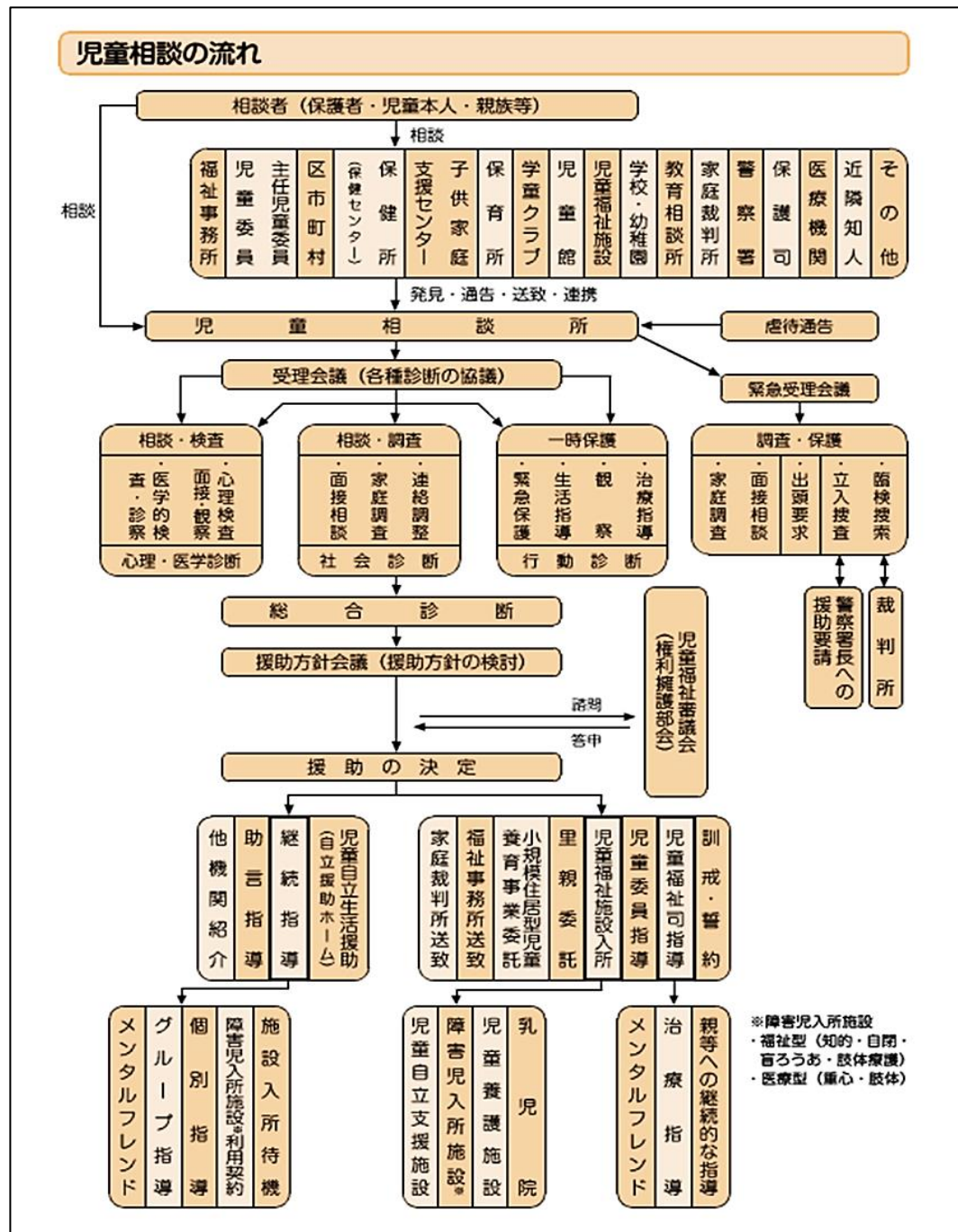
- ・児童相談所の主な業務は、児童福祉法第12条等で次のとおり規定されている。
- ・児童虐待をはじめ児童に関する問題が複雑・多様化する中で、児童相談所には高度、専門的な機能の充実が求められており、児童相談所と関係機関・施設との役割分担と有機的連携、関係機関・施設に対する技術的支援、専門性の充実のための人材育成、調査研究、機能の活用による地域の児童福祉支援や地域のネットワーク化などを推進していく。

<児童福祉法第12条等で規定されている業務>

- ① 児童に関する各般の問題について、家庭その他からの相談に応ずること

相談種類	主な内容
養護相談	虐待、養育困難などに関する相談
障害相談	発達障害、知的障害、肢体不自由などに関する相談
非行相談	ぐ犯行為、触法行為に関する相談
育成相談	不登校、性格行動、しつけなどに関する相談
その他の相談	里親希望、夫婦関係など、上記の4つの相談に属さない相談
いじめ相談	上記の5つの相談の一環として行われる「いじめ」に関する相談

<参考>現在の東京都における児童相談の流れ



出典：東京都「児童相談所のしおり－2017年（平成29年）版－」

- ② 必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的、精神保健上の判定を行うこと
- ③ 調査又は判定に基づき必要な指導を行うこと
- ④ 児童の一時保護を行うこと
- ⑤ 施設入所等の措置を行うこと

3 子ども家庭支援センターと児童相談所の役割分担

(1) それぞれの専門性を活かした役割分担

子ども家庭支援センターは、「1 子ども家庭支援センターの位置づけ」に基づく役割を担う一方、児童相談所は、強力な法的権限などの高度な専門性を必要とする相談や虐待対応等を担うことを基本とする。

(2) 代替養育、パーマネンシー保障に関する業務の役割分担

① 基本的な考え方

児童相談所と子ども家庭支援センターをはじめとする区の関係所管が協力し、地域資源を活用するとともに、区の支援サービスの充実を図り、養育家庭等を支援することを基本とする。

② 児童相談所の役割

児童相談所は、里親等の代替養育及びパーマネンシー保障に関する業務のうち、措置、解除等の行政行為を担うものとする。

③ フォスタリング機関の整備等との整合

フォスタリング機関等の機能の整備が具体化されるまでの間、次のとおり子ども家庭支援センターと児童相談所は里親等の代替養育及びパーマネンシー保障に関する業務にあたるものとし、平成30年度において、関係機関との意見交換等のうえ、具体的内容を定めるものとする。

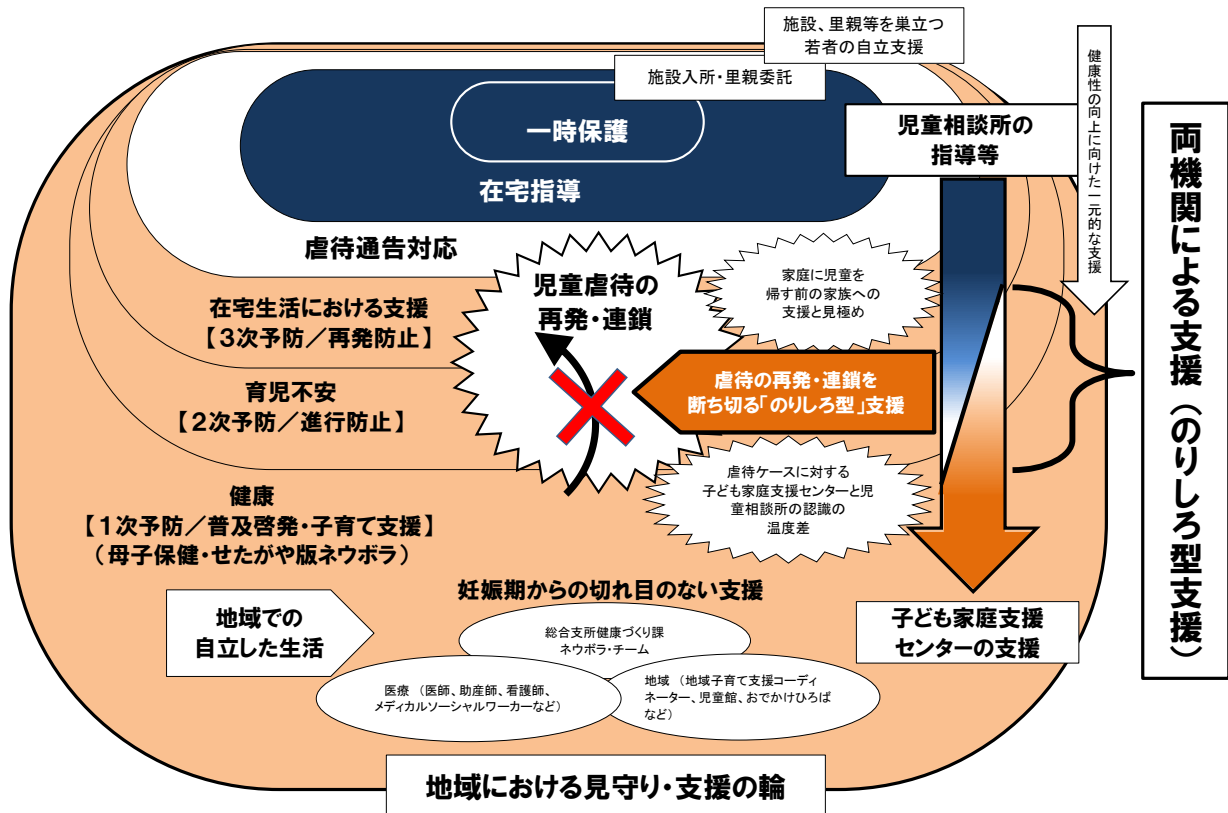
- ・里親・養子縁組に関する業務のうち、里親の相談を受け、家庭訪問をするなど支援に属することは、子ども家庭支援センターと児童相談所の共通の役割とする。
- ・子ども家庭支援センターは、里親等の代替養育及びパーマネンシー保障に関する業務のうち、養育家庭制度の普及啓発にあたるものとする。

※第8章「社会的養護」を参照。

4 子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用

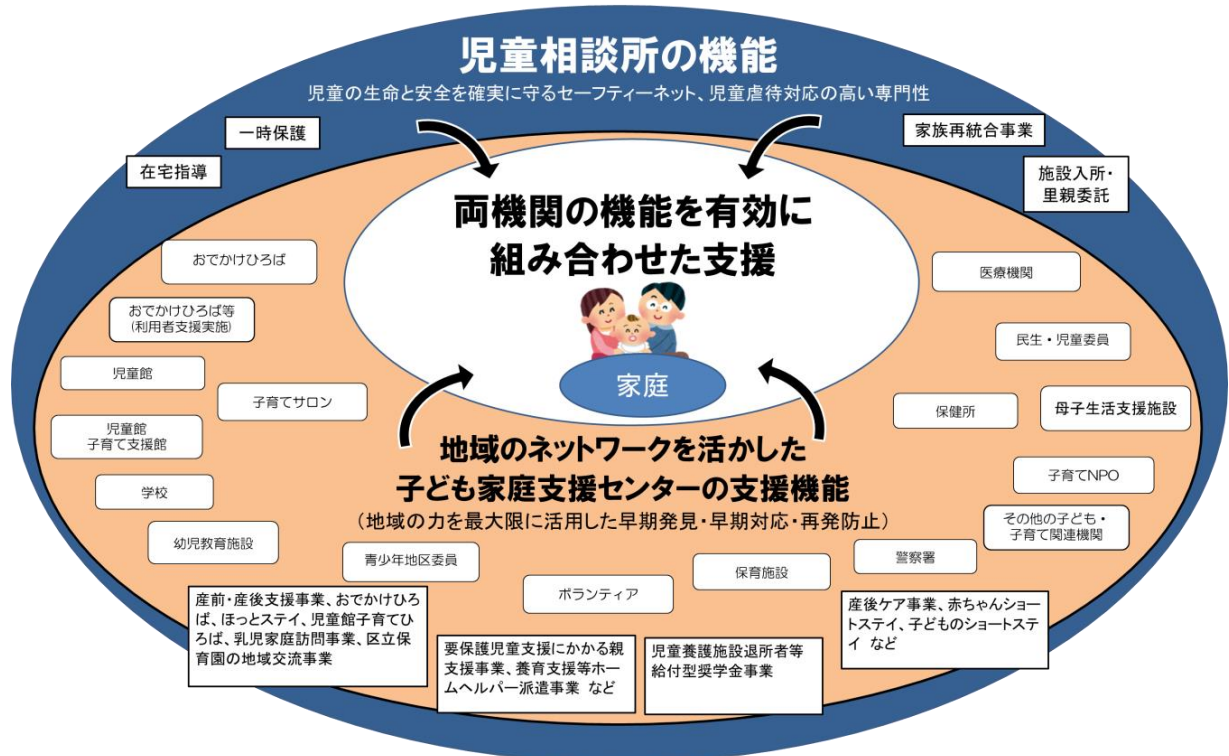
(1) 区が目指す「一元的な運用」の姿

地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、強力な法的権限などの高度な専門性を有する児童相談所は、それぞれが持つ専門的な機能や権限を発揮し、それぞれの役割を果たしつつ、必要に応じて問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」の体制を構築することで、気軽な相談から、虐待等の要保護児童等の早期発見・早期対応に至るまでの切れ目のない児童相談行政の実現を目指す。



「のりしろ型」支援のイメージ

子ども家庭支援センターと児童相談所の強力な連携の下、必要に応じ、問題の解決まで協働でかわり、両機関の持つ機能を有効に組み合わせた支援を行います。



(2)「一元的な運用」の実現のための方策

① ケース対応のルールの特明確化

個別具体のケースにあたっては、常に子ども家庭支援センターと児童相談所のどちらが主たる責任を持ってケースを担当するかを明らかにし、また、必要に応じて問題の解決まで協働で関わることをルールとして定める。(第4章「虐待通告への対応」を参照)。

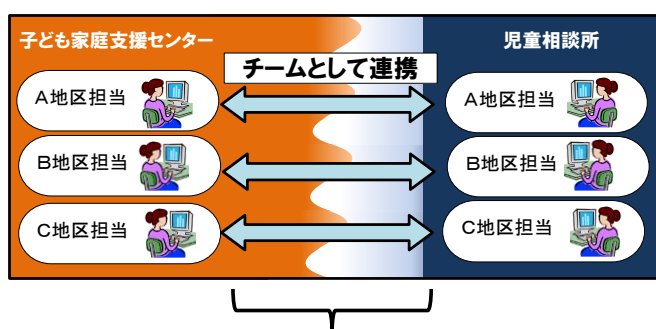
② 一貫したアセスメントに基づく支援の実施

- ・児童相談所から子ども家庭支援センターにケースを移管し、在宅での指導を行う場合においては、児童相談所は、在宅支援までの一貫したアセスメントのうゑ、ケースを引継ぐものとする。
- ・また、児童相談所から子ども家庭支援センターへの指導措置の委託(※)を行う場合における簡便で円滑な連携方法について、平成30年度において実務担当者による検討を行い、実務提要において定めるものとする。

※これまで、在宅における指導措置は児童相談所の業務とされていたが、平成28年の児童福祉法の改正により、児童相談所による指導措置を市町村に委託することができることとされた。これにより、子ども家庭支援センターは、児童相談所の委託に基づき、在宅支援サービスを提供するだけでなく、養育支援を受けるよう「指導」を行うことが可能とされた。

「のりしろ型」支援の実現の方策

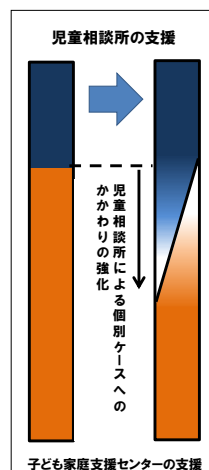
○子ども家庭支援センターと児童相談所の両機関の職員がチームとなり、日常から担当区域の情報共有を行います(子ども家庭支援センターの職員体制にあわせ、児童相談所職員の担当区域を定めるなど、顔の見えるチーム体制を構築します)。



一貫したアセスメント(支援プラン)

切れ目なく両機関が重複しながら連続して行く支援が展開する「のりしろ型支援」

○原則として、子ども家庭支援センターと児童相談所は合同で支援会議を実施し、支援プランの策定(アセスメント)を行います。このように、児童相談所による個別ケースへのかかわりを強化するとともに、同一基準・同一判断による一貫したアセスメントに基づき、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援(のりしろ型支援)を行うなど、両機関が協働しながら、問題の解決を目指します。



③ 研修

- ・理念の共有と共通認識の醸成のため、子ども家庭支援センターと児童相談所の研修体系を原則として一本化するなど、共通のソーシャルワークを学ぶ機会を設けるものとし、その具体のプランについて、平成31年度を目途に計画化するものとする。
- ・共通のソーシャルワークを習得する一方で、子ども家庭支援センター職員の支援の専門性の向上が、一元的な運用を機能させる重要な鍵となるため、母子保健や予防のための支援、医師、弁護士などの専門家外部人材から助言・指導などの支援をこれまで以上に活用できる仕組みをあわせて構築する。
- ・その他、スーパーバイザーの外部人材の活用や、児童相談所と子ども家庭支援センターの固有の業務についての研修をあわせて実施するものとし、組織の活性化と質の維持が保たれる工夫に取り組む。

④ 通告窓口、組織体制の見直し

一元的な運用の担保のためには、認識の統一や、ケース対応のルールを策定するに留まらず、通告の受理の時点からの情報の流れの整理が不可欠となる。こうしたことを踏まえ、通告窓口のあり方についてもあわせて見直しを図るものとする（第4章「虐待通告への対応」を参照）。

（3）その他

子ども家庭支援センターと児童相談所の役割分担や運用については、児童相談所開設以降においても、社会情勢の変化に伴う虐待事例の動向を見極め、子どもの生命と安全を守るために必要な見直しを常に図るものとする。

<参考> 見直しの例示

- ・児童相談所と子ども家庭支援センターの円滑なコミュニケーションのためのIT技術などの活用

5 区が目指す新たな子育て支援体制の整備

児童相談所の設置に伴う業務量の変化の検証とともに、国が示す新たな子育て支援体制の整備※を踏まえた体制整備について、本計画案の第二次更新（平成30年7月予定）で定めることを目途に、検討を進めるものとする。

※「市区町村子ども家庭総合支援拠点」・・・平成28年の児童福祉法改正により、市区町村は当該支援拠点の整備に努めなければならないことが規定された。市区町村（支援拠点）は、ソーシャルワークの機能を担い、すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、福祉に関する支援業務などを行う。

※「子育て世代包括支援センター」…平成26年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度の利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能であり、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、平成32年度末までに全国展開を目指すこととされている。（保健福祉センターの各課の役割分担の見直し等）

6 治療指導（心理・医学的支援）の実施

（１）現状と背景

- ・各特別区において、東京都の児童相談センターが実施している「治療指導」や「臨床検査」を等しく実施することは、人材確保の点で困難である。また、家族再統合のためのグループによる心理療法は、各区単独ではグループ編成が困難であり、仮に編成できても顔見知りのグループ編成となる弊害が生じることとも予想される。こうしたことから、特別区は、これらの事業については児童相談センターが引続き集中して実施し、これを特別区も利用することを希望しており、このことについて、平成30年度において特別区長会を通じ、東京都と協議を行うこととしている（平成30年3月27日時点 特別区検討状況より）。

※第9章「自治体間の広域調整」を参照。

- ・しかし、その一方では、平成29年度に国が公表した「新しい社会的養育ビジョン」により家庭養育原則の方針が示され、児童相談所のケースワークにおいては、情緒的な問題やトラウマを抱える児童及び保護者の愛着形成の促進に向けた心理療法等、家族関係の再構築に向けた援助事業を有効に活用できる体制を構築することが不可欠とされている。

（２）区で実施する治療指導（心理・医学的支援）

① 区で実施する事業の内容

- ・現状における課題や、国の動向などの背景を考慮するとともに、利用者の利便性の向上を図る観点から、区の児童相談所においては、現在の東京都の児童相談所が「継続指導」、「児童福祉司指導」として実施している心理療法やカウンセリングを引続き行う。
- ・児童相談センター治療指導課の事業のうち、児童養護施設等へのアウトリーチによる支援について、区の児童相談所においても実施するものとし、平成30年度において詳細な事業計画の策定を目指すものとする。

② 実施体制

医師（児童精神科）、弁護士、児童心理司

※平成29年3月策定の人員配置計画の範囲内

(3) その他

- ・ 区の児童相談所における親子への支援を充実させるため、児童心理司及び医師により、効果的な技法（P C I T、C A R E、T F－C B Tなど）を取り入れた支援を行う。
- ・ 家族再統合に向けた支援方法は、各方面で研究が重ねられ、効果的な手法が年々開発されてきている。区としても最新の情報を入手し、より有効な手法を取り入れることができるよう、児童相談所の運営にあたっては、職員が様々な取り組みについて積極的に調査・検討・研修を行う機会を設ける。
- ・ 医師、児童心理司、児童福祉司の連携が十分に保たれた運用とともに、児童心理司は子ども家庭支援センターの心理士と緊密に連携することにより、業務知識や技術の共有化を図るものとする。

<参考> 東京都の児童相談センターによる治療指導の概要

- ・ 不登校をはじめとする情緒障害児等への援助

虐待による心の傷（PTSD・解離症状・愛着障害など）、緘黙、不登校、家庭内暴力、乱暴、低年齢の非行など、情緒的問題や行動上の問題で不適応にある児童とその保護者に対して、医療・心理療法・生活療法・生活指導・家族療法など、多領域のスタッフが一体となり、集中的に関わることで状態の改善を目指す。

- ・ 児童養護施設、養育家庭の支援

児童養護施設や養育家庭に措置している児童で、施設や学校等で不適応にある児童に対して、宿泊での多面的なアセスメントを行い、その後の処遇を支援する。

- ・ 一時保護

虐待を受けた学齢児童で、情緒面での専門的援助が必要な場合、治療指導課で一時保護を行う。平成16年度からは、家庭引取りを予定している一時保護児童に対する家族のアセスメントや支援、養育家庭委託措置を予定している児童へ交流の段階からの支援を行っている。

<参考> 現在の東京都の家族再統合事業の概要

各児童相談所からの依頼を受け「被虐待により分離中の子どもと一緒に暮らす予定の家族」「被虐待により分離後家庭復帰した子どもとその家族」を対象に実施

使用設備 : プレイルーム（料理ができる部屋、ピアノ、卓球、トランポリン等の設備）、会
 人員 : 医師、児童心理司、児童福祉司、各療法の非常勤職員

	内容・方法
①家族合同グループ心理療法 【おたまじゃくし】	・ 幼児・小学生とその家族を対象 ・ 親グループ：ペアレントトレーニングを取り入れながら子どもの接し方を学ぶ ・ 子どもグループ：セカンドステップ等の心理教育を取り入れた学びと造形や遊びなどを行う。 ・ 施設入所ケースを主体とするグループでは、親子で楽しく活動する時間も取り入れている。
②親グループカウンセリング 【いいな（母）】 【やっほー（父）】	・ 虐待認知が不十分で混乱し、否定的感情が強い段階の親が利用できる親回復支援プログラム。 ・ 親としての役割の違いやジェンダーの特徴を見据え、母親と父親とは別々の支援を実施
③家族カウンセリング	・ 家族再統合のための援助事業に参加している家族を対象 ・ 必要に応じ、各家族の実情にあわせた家族カウンセリングを実施
④CAREグループ	・ CARE…子どもと大人の絆を深めるプログラム ・ PCIT（親子相互交流療法）の簡易版として実施 ・ 養育者が、子どもとの関係を良好にするためのスキルを講義とロールプレイを通じて学ぶ。 ・ 3回を1クールとして実施
⑤幼児グループ 「てんとうむし」	・ 親からの虐待を受けて施設入所している幼児が、現養育者に対する信頼感や安心感を深め、愛着形成を促進すると共に、現養育者が子どもの状況を理解し、適切なかわりを学び、日常生活に応用することを目的として実施 ・ 9回を1クールとして実施 ・ 対象は児童養護施設に入所中又は養育家庭委託中の幼児（4、5歳児）と、施設職員又は養育家庭（里親）

<参考> 東京都の児童相談センターによる関係機関支援事業の概要

・ 虐待を受けた子どもをはじめ、情緒的問題を抱え、処遇の難しい子どもの養育を担う里親や児童養護施設等を支援するために、心理職員や医師が各施設を巡回し、ケース検討のスーパーバイズや講習、演習等を行うことにより、児童相談所と施設等との連携の促進を図る。また、治療指導課のノウハウを活かした研修を実施することにより、関係機関職員の援助技術の向上を図る。

・ 平成28年度 主な支援の延べ実施回数（2017事業概要より）

事例検討 11回

心理職研修 3回

治療指導課（ぱお）体験研修 11回（受講者11人）

臨床セミナー 6回

（その他支援も含めた支援の延べ実施回数の合計：70回）

※いずれも都内での実施実績

7 世田谷版ネウボラの実施と連携

(1) 基本的な考え方

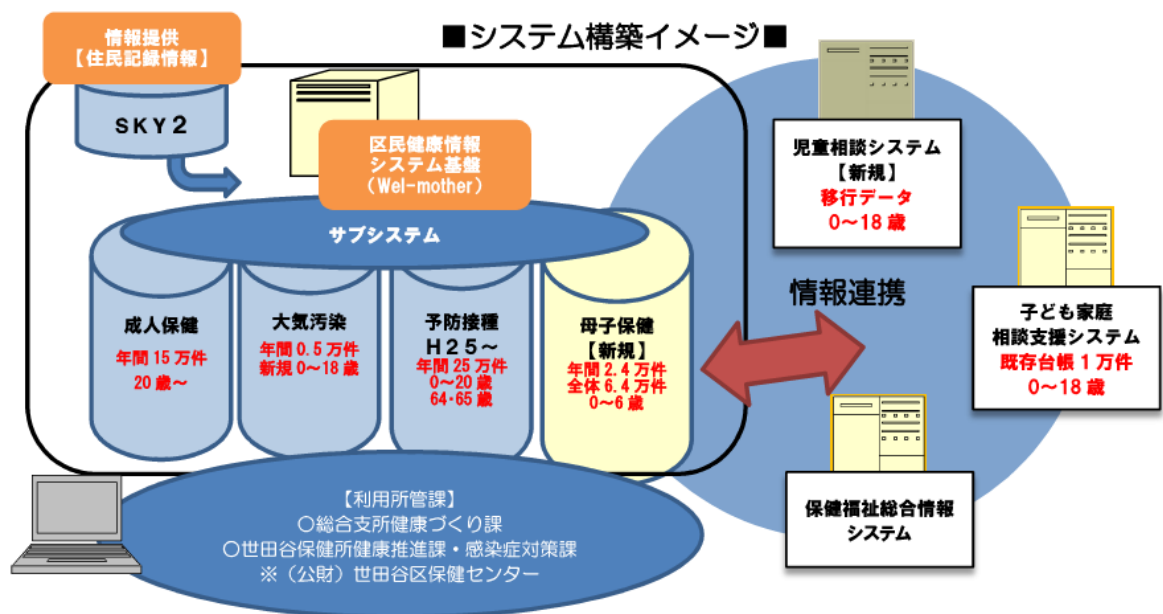
- ・ 児童虐待の予防と早期発見・対応のためには、児童相談所と子ども家庭支援センターの連携のみならず、区の各施策（母子保健・子育て支援等）との連携が不可欠である。
- ・ 各総合支所のネウボラ・チームによる「妊娠期面接」は、区の専門職と妊婦が初めて出会う重要な機会であり、区は全員面接の実施を目指し、妊娠届提出時の丁寧な案内をはじめ、様々な機会を通じ妊娠期面接等の周知に努めている。この妊娠期面接などを通じ、妊娠期から子育てについて出産前から支援を行うことが特に必要と認められる女性（特定妊婦等）への支援と同時に、生まれてくる子どものパーマネンシーも保障される、切れ目のない相談・支援体制を目指す。

(2) 母子保健システムとの連携

世田谷版ネウボラの実施と連携強化に向け、その基礎となる情報の共有化を図るため、「母子保健システム」の新たな構築とあわせ、子ども家庭支援センター・児童相談所との情報システムによる連携を行うものとする。

- ・ 「子ども家庭相談システム」、「保健福祉総合情報システム」の既存システムや「児童相談所情報システム」との情報共有や連携等については、関係所管相互の協議によりアクセス権に関するルールを定め、必要に応じ付与された権限内における情報をそれぞれのシステムで閲覧できるよう整備する。

<イメージ図（健康づくり課のネットワーク図）>



<参考> 母子保健システムの構築

- ・「妊娠期面接」をはじめとする母子保健事業の現在の運用においては、紙媒体により妊婦や子育て家庭の情報を管理している。業務負担の軽減や統計情報の正確な把握、関係所管との虐待等を未然に予防するための情報共有などが課題となっており、これらの課題の解消を図るとともに、「世田谷版ネウボラ」のより一層の充実を効果的に図るため、平成31年7月に「母子保健システム」の導入を目指す。
- ・母子保健システムの導入にあたっては、現在、がん検診等を管理する「成人保健システム」や「予防接種システム」等の既存の業務管理サブシステムとして稼動する『区民健康情報システム』の基盤システムに、新たなサブシステムとして「母子保健システム（パッケージシステム）」を追加し、カスタマイズにより『世田谷版ネウボラを支える情報システム』を構築する。
- ・スケジュール

日 程	主 な 作 業 内 容
平成30年4月	システム開発の庁内体制の発足 (作業・窓口・管理所管課間の事務内容調整)
9月～	システム設計
平成31年3月	操作研修（マニュアル整備）
4月～	データセットアップ、運用テスト
7月～	本稼動
平成32年4月～	児相システムとの情報共有開始

(3) パーマネンシー保障との連携

- ・現在、家庭での養育ができない新生児は、乳児院で生活することとなり、そののち里親委託または特別養子縁組につながる場合や、3歳になり児童養護施設に移る場合がある。
- ・しかしながら、愛着関係の基礎を作る大切な時期である乳幼児期に、子どもが安心でき、温かく安定して養育される家庭での生活に早期につなげることが望まれることから、庁内の関係各所管を交え、次のことについて平成30年度において引続き検討を行い、平成31年度中の制度設計を目指すものとする。

<検討内容>

次の各方式による新生児の里親委託・特別養子縁組の実施状況や成果を調査のうえ、当区における妊娠期面接との連携等の面から検証を行い、最も適した方式を当区において実施するとした場合の課題の整理等を行う。

- ・ 東京都方式（平成29年7月より実施）
家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結び付けられるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修や新生児と養子縁組里親の交流支援を行うことにより、新生児委託を推進する（子どもの乳児院入所と同時期から里親との交流の開始など）。
- ・ 愛知方式
妊娠中や出産直後の相談に応じ、新生児を病院から直接里親へ委託する（特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託の実施）。

8 地域・関係機関との連携

（１）基本的な考え方

- ・ 児童虐待への的確な対応や未然防止の徹底を図るためには、児童相談所と子ども家庭支援センターは、地域における見守り・支援を担う保育園、幼稚園、児童館、学校等と連携し、援助や支援が必要と判断された場合は速やかに対応する必要がある。
- ・ また、区内部組織間の連携のみならず、より区民の日常生活に密着した地域の子ども・若者支援等の資源を活かすことが不可欠である。
- ・ これまで区が培ってきた区民やNPO等の地域の力を引き出し、要保護児童対策地域協議会をはじめとする地域ネットワークをより強固なものとし、地域と子ども家庭支援センター、児童相談所が一連となった切れ目のない児童相談体制の構築を目指す。

（２）医療機関との協力・連携

① 児童虐待の早期発見・通告

- ・ 子どもの安全確保等にあたっては、児童相談所や区市町村が児童や保護者の情報の把握が不可欠であることから、平成28年10月施行の児童虐待防止法の改正により、民間の機関についても、地方公共団体の機関と同様に、原則として個人情報保護法や守秘義務に違反することなく、児童虐待に係る情報を提供できるとされた。より一層、児童虐待の早期発見・通告に繋がるよう、医療機関との協力・連携の強化に努める。
- ・ なお、効果的な児童相談行政の推進検討委員会の提言なども参考のうえ、医療機関ならではの児童虐待発見の着目点や、保護者への児童相談所等への相談を勧めるためのポイント、歯科医などの診療科目ごとの児童虐待の発見事例など、具体例を参考として情報共有するなどの工夫に努めるものとする。

② 医療連携体制

現在、東京都においては、次の業務を担う医療連携専門員として保健師（非常勤職員）を配置している。区においては、東京都の取組みを引き継ぎ、実施する体制を検討する。

＜参考＞ 東京都の医療連携専門員の職務内容等

- ・医療機関との連携・連絡調整（医学的知識、技術を活用し、医療機関の意見や医療の視点と、児童相談所の意見を双方に分かりやすく伝え、ケースワークを促進する）
- ・保健・医療分野の知識・技術を必要とするケースへの対応、虐待ケースへの初動調査への対応（児童福祉司等の家庭訪問への同行）など

③ 区外の医療機関との連携

- ・区内の医療機関との協力・連携と同時に、区民が利用する可能性の高い隣接区の医療機関等とも、当区と同水準の協力・連携体制を整備し、児童虐待の早期発見等が漏れなく行われ、情報提供等につながる体制とする必要がある。
- ・こうしたことを踏まえ、当区における医療機関との協力・連携に向けた取組みについて、隣接区には随時情報提供を行うとともに、平成30年度において、特別区共通の課題として、特別区長会を通じ具体的な方策について検討を行う。

④ その他（区の児童相談所設置についての情報共有など）

平成30年度において、医療機関に対し、児童相談所設置に向けた取組みや、今後の医療機関との連携、協力医師の確保等に向けての情報提供等を行う。また、これとあわせ、児童虐待に対する課題認識等についての意見交換等の場の設定など、医療現場との協力関係の基礎づくりに向け、検討・協議を進めるものとする。

（３）保育施設

これまで、区立保育園では増加する待機児童の解消に向けて保育の質を確保しながら定員の弾力化に注力し、一時保育などの多様な保育の提供については民間保育施設が中心となって進めてきた。今後、児童相談所の開設に伴う児童相談行政の再構築を見据え、すべての子ども達が心身ともに健やかに成長できるよう、区立保育園を中心として、養育の支援が必要な家庭や虐待を未然に防止することにさらに力を注ぐものとし、平成30年度において、子ども・子育て会議における「区立保育園のあり方検討」の議論と整合を図りながら、具体の検討に取り組む。

（４）児童委員

① 新たな児童相談行政の構築に向けた連携の強化

児童相談所開設後の新たな児童相談行政においても、地域での子どもや子育ての相談・支援の役割を担う児童委員の役割は、重要なものとなる。児童委員

と児童相談所、子ども家庭支援センター等の連携をさらに強化し、地域と行政、専門の相談機関との接点として、児童委員が引続き地域の児童やその家庭の困り事をサービス等に結びつけ、安心して地域生活が送れるよう支援するため、次の取り組みを行うものとする。

- ・平成30年度においては、児童相談所の開設に向けた取組みの状況や、本計画で定める児童相談行政のあり方について、十分な理解を得るために丁寧な説明を行うとともに、児童委員と児童相談所の連携などの再確認を行う。
- ・あわせて、児童相談所開設以降に向け、児童委員の研修の一環として児童相談所と子ども家庭支援センターの職員による事例紹介・対応演習を行うなど、顔の見える関係づくりに向けた取組みについて、民生児童委員協議会と協議を進めるものとする。

② 児童相談所設置市としての区との関わり

児童相談所の開設以降、児童相談所設置市として区が行うべき事務（設置市事務）のひとつとして、児童委員に関する事務が定められており、これらの事務が東京都から区へ移管されることとなる（児童福祉法第17条第4項、第18条の2）。今後、これらの事務移管に向けた検討・準備を進めていく。

※第2部「児童相談所設置市事務編」を参照。

<参考> 区に移管される児童委員に関する事務

- ・定数条例の制定、改正、台帳管理
- ・厚生労働大臣への委員の推薦等事務
- ・義務違反など委員の解任に伴う厚生労働大臣への具申
- ・委員の推薦にあたり慎重な審議を要するものの審議や義務違反等をした委員の解職の審議を行う地方社会福祉審議会（部会等）の運営
- ・指揮監督（研修の実施など）

（５）幼稚園・学校

虐待の早期発見のための連携、要保護児童に対する援助にあたっての児童相談所との役割の整理、非行・不登校の子どもに対する援助のための協議のあり方など、課題は多岐に渡る。また、現在の教育現場と児童相談所・子ども家庭支援センターの連携についての丁寧な分析などを必要とすることから、平成30年度において、教育委員会と連携しながら、検討を進めるものとする。

（６）地域における子育て支援の強化

① 地域における子育て支援の充実の方向性

子ども家庭支援センターが地域における子育て支援や虐待発生予防、早期発見に努めるとともに、その役割を十分に果たすためには、多様なケースに対し、適切な支援を提供できるよう、社会資源や地域のサービスなどの豊富な選択肢の存在が不可欠である。こうしたことを踏まえ、引き続き国や都の事業を活用

しながら、持続可能で、かつ有効な地域の子育て支援メニューの充実を目指すものとする。

② 子育て支援施策の施策形成にあたっての庁内の連携

区の子育て支援事業の計画・実施にあたっては、予防型の児童相談行政の推進の一環として、児童虐待予防・早期発見、地域での見守りの強化の視点からの十分な連携・協議を行うものとする。特に、地域における親子の居場所の創出にかかる事業や、子ども家庭支援センターの連携にかかる事業は、虐待発生予防や早期発見の重要な役割を併せ持つことから、事業の実施主体も交え、児童虐待の危惧を察知した場合の情報共有や連携について十分協議を行うこととする。なお、情報共有にあたっては、例えば要保護児童対策協議会の場を活用するなど、情報管理の徹底を図る。

③ 障害児支援の充実に向けた地域の子育て支援団体等への障害理解の促進

区は、障害児福祉に関する各種の計画（世田谷区子ども計画（第2期）、第1期世田谷区障害児福祉計画）に基づき、障害のある子どもが過ごす場所における合理的配慮の提供やその基礎となる環境の整備に取り組んでいる。

こうした取り組みの一層の推進を目指し、地域の子育て支援団体の障害への理解促進を図るため、子育て支援団体等に対する児童虐待予防の啓発等とあわせ、発達に課題がある子どもの特性理解のための啓発活動を行うなど、新たに児童相談所の専門性を活用した取り組みを進めるものとする。